

広島県選挙管理委員会告示第九十号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

規程の一部を改正する規程

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成五年広島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式その一備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第五号様式備考4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円02銭」を「5円18銭」に改める。

別記第六号様式備考4中「310,500円」を「316,250円」に、「525円06銭」を「541円31銭」に、「262,530円」を「270,655円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

別記第七号様式その二（別紙）備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円02銭」を「5円18銭」に改め、同様式その三（別紙）備考2中「310,500円」を「316,250円」に、「525円06銭」を「541円31銭」に、「262,530円」を「270,655円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。